

令和3年5月20日

保護者様

長岡京市教育委員会
教育長 西村文則
長岡京市立長岡第三小学校
校長 尾瀬さち子

発熱等の風邪症状がある場合の児童生徒の登校等について

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症に関わり京都府に緊急事態宣言が発令されておりますが、府の新規感染者の発生も依然として続いている状況です。

5月18日に開催の京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項及び第24条第9項に基づき下記のとおり新たな要請がありました。つきましては、下記の内容について改めてご理解とご協力をお願いします。

記

- 1 発熱等の症状（発熱、咳、のどの痛み、息苦しさなどの症状）がある場合は、必ず学校を休み、かかりつけ医等に相談すること
- 2 同居者の感染が判明し、濃厚接触が疑われる場合は、原則全員14日間自宅待機すること

以前からお伝えしているとおり、同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合も児童生徒の登校を控えていただくようお願いいたします。

また、児童生徒や同居のご家族がPCR検査等を受けることになった場合は、校内での感染の拡大を防ぐため、従来どおり結果が出るまで登校をお控えください。

なお、定期的にPCR検査を受けられるご家族もおられますので、その場合は、まず学校にご連絡ください。

先日配布いたしました内容とあわせて再度ご確認ください、ご理解とご協力をいただくとともに、各ご家庭でも引き続き感染症防止対策にご留意いただきますようお願いいたします。